

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	海洋調査に関する経費		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 露木 伸宏	
会計区分	一般会計		施策名	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項19号		関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤情報の整備を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	1,047	-	-	538	1,585		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(26年度)			
東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した北海道から関東にかけての太平洋沿岸域(約11,000km ²)の測量を、平成26年度までに完了させる。	km ²	600	11,000	※上段()書きは予算措置の異動に係る見込み			
単位当たりコスト	730(百万円/機)		算出根拠	航空レーザー測深機の整備に要する経費(総額)/整備機数			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」の、5 復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 ①被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。 に該当する施策である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した沿岸域を測量し、海上交通の安全を確保することは、被災地の復興支援のため海上輸送に従事する船舶や、沿岸で操業する小型漁船のために必要不可欠である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				広範囲の調査対象海域を迅速に測量するためには、航空レーザー測量以外に手段はない。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				海岸線付近における他の測量手段では、調査に多大な年月を要し、費用も莫大なものとなる。既存の航空レーザー測深機及び今回新たに導入する測深機の合計2機で測量を加速することで、平成26年度までに測量を完了させる。これにより、沿岸における経済活動の早期回復に資することとなる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				水路測量は海上保安庁法により海上保安庁の所掌事務とされている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				船舶の通航量が多い国際拠点港湾等の周辺海域から測量を開始し、順次、地方港湾、小規模漁港及び周辺海域の測量を進め、平成26年度までに測量を完了させることとしている。			

事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。

調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。